

生食発 0627 第 1 号
5 輸国第 1308 号
令和 5 年 6 月 27 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からブラジル向けに輸出する水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 BR-S1「ブラジル向け輸出水産食品（食品衛生）の取扱要綱」及び別紙 BR-S2「ブラジル向け輸出水産食品（動物衛生）の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、別紙 BR-S1「ブラジル向け輸出水産食品（食品衛生）の取扱要綱」に規定する衛生証明書発行の発行手続について、ブラジル政府との協議の結果を踏まえ、下記のとおり改正を行いましたので、その実施について特段の御理解、御協力方よろしくお願ひします。また、関係事業者への周知について特段の御配慮をお願ひします。

記

1. 衛生証明書の発行手続について
 4. (3) に示す衛生証明書の発行に係る留意事項を整理し、新たに別添8として定めたこと。
2. その他
所要の改正を行ったこと。